

大井町耐震改修促進計画（素案）

平成 22 年 3 月
（令和 6 年 3 月 改定）
大井町

目 次

第1章 計画の目的等	
1 計画策定の背景-----	1
2 計画の位置づけ・目的-----	2
3 計画期間-----	2
4 町と町民の取り組み-----	3
5 対象区域及び対象建築物-----	3
第2章 大井町において想定される地震の規模・被害の状況	
1 想定される地震-----	5
2 被害想定-----	7
第3章 建築物の耐震化の目標	
1 住宅の耐震化-----	9
2 特定建築物等の耐震化-----	11
3 町有公共建築物の耐震化-----	15
第4章 建築物の耐震化を促進するための施策	
1 耐震化の促進にかかる基本的な考え方-----	17
2 耐震化を促進するための施策-----	18
3 公共建築物の耐震化を推進するための施策-----	25
第5章 耐震改修等を促進するための指導や命令等についての所管行政庁との連携	
1 耐震改修促進法による指導・助言の実施-----	26
2 耐震改修促進法による指示の実施-----	26
第6章 その他の耐震改修等を促進するための事項	
1 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項-----	27
2 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定-----	28
3 重点的に耐震化すべき区域の設定-----	28
参考資料・	30

第1章 計画の目的等

1 計画策定の背景

阪神・淡路大震災（平成7年1月）では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅等の倒壊によるものでした。

しかし、建築物被害についての建築震災調査委員会の報告では、新耐震基準*による建築物は倒壊に至るような大きな被害は少なかったという結果となっています。この傾向は、平成16年の新潟県中越地震においても顕著でした。

平成28年4月に、最大震度7の地震を2回連続して記録した熊本地震においても、旧耐震基準の建築物の被害が大きい傾向が見られました。また、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、津波により甚大な被害が発生しましたが、現行の耐震基準を満たす建築物については、地震の揺れによる被害は限定的であったものと考えられています。

このようなことから、大規模地震による被害を減少させるためには、特に、新耐震基準導入以前の建築物について耐震性の向上を図ることが求められています。

本町では、地域防災計画において『“みんなでつなぐ 大井の未来”を基本としたみんなで取り組む安全・安心なまちづくり』の推進』という基本理念のもと、「自分の身は自分で守る」という自助の意識と、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の意識を高揚し、町、防災関係機関はもとより、すべての町民等の協働による災害に強い地域社会をつくり、災害による被害の減災を図ることを目指しています。こうした対策をより効果的かつ効率的に進めることを目指して、大井町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

※ 新耐震基準

宮城県沖地震（昭和53年M 7.4）等の経験から、昭和56年6月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されて改正施行されました。この基準を「新耐震基準」と呼んでいます。

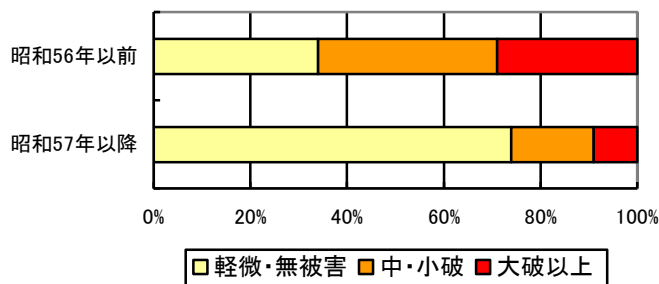
新耐震基準では、設計の目標として、中地震（震度5強程度）に対してはほとんど損傷なく建築物の機能を保持し、大地震（関東大震災程度）に対しては建築物の構造上の主要な部分にひび割れ等の損傷が生じて、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしています。

《 阪神・淡路大震災の被害等の状況 》

■死因別死者数

	死者数
家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831 (88%)
焼死体（火傷死体）及びその疑いのあるもの	550 (10%)
その他	121 (2%)
合計	5,502 (100%)

■建築物被害（新耐震基準導入前後比較）



平成7年度版「警察白書」より

阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告書（平成7年）より

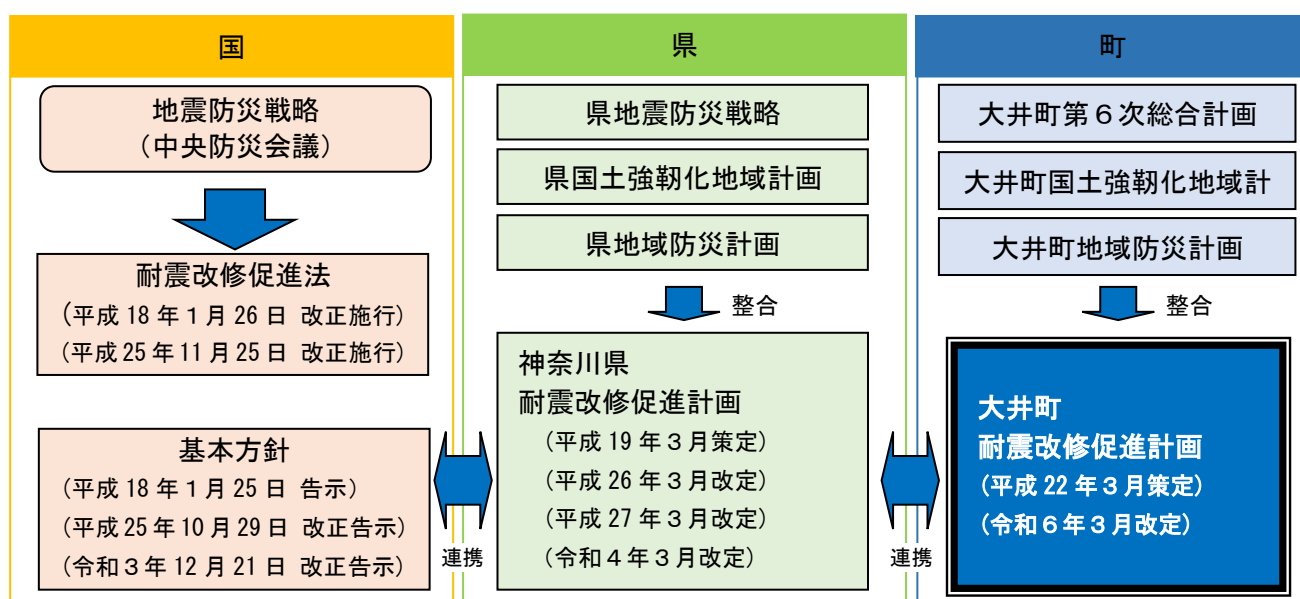
2 計画の位置づけ・目的

本計画は、平成 18 年 1 月 26 日に改正施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号、以下「耐震改修促進法」という。）」第 5 条第 7 項に基づき、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年 1 月 25 日、国土交通大臣告示第 184 号、以下「基本方針」という。）及び「神奈川県耐震改修促進計画」（以下、「県計画」という。）を勘案し、平成 22 年 3 月に策定されました。

その後、県では法改正や国の基本方針の改定等により、神奈川県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）の改定を順次行っており、令和 3 年 12 月に国の基本方針が見直されたことを踏まえ、令和 4 年 3 月に県計画を改定しています。

今回、国・県に合わせて本計画を改定することにより、今後発生が予想される地震災害に備え、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を促進します。

本計画は、新耐震基準導入以前の既存建築物の耐震化を図り、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的としています。



3 計画期間

本計画期間は、令和 6 年度から令和 13 年度までの 8 年間と設定します。また、計画については、国の制度改正があった時などに、必要に応じて目標や計画内容を見直すこととします。

計画の期間：令和 6 年度～令和 13 年度までの 8 年間

4 町と町民の取り組み

(1) 町の取り組み

町では、新耐震基準導入以前の耐震性が劣る建築物を主な対象とし、その所有者や管理者等に対して耐震診断及び耐震改修の促進について普及、啓発を図り、必要に応じて耐震診断・耐震改修補助、情報提供その他の措置を講じていきます。

(2) 町民の取り組み

建築物の所有者又は管理者である町民は、自己の責任において建築物の地震に対する安全性を確保するよう努力する必要があります。

5 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は、町全域とし、本計画の対象建築物は、建築基準法における「旧耐震基準」の建築物のうち、次に示すものとします。

表一 耐震改修促進計画の対象建築物

種 類	内 容	備 考
住 宅	一戸建て住宅、共同住宅（賃貸、分譲）	
特定既存耐震不適合建築物 ^{※1}	多数の者が利用する一定規模以上の建築物	耐震改修促進法第 14 条第 1 号に定める建築物
	危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物	耐震改修促進法第 14 条第 2 号に定める建築物
	沿道建築物 地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物	耐震改修促進法第 14 条第 3 号に定める建築物
公共建築物	町が所有する建築物 庁舎、小・中学校、幼稚園・保育園、文化施設、公営住宅等	

※1 特定既存耐震不適合建築物 「耐震改修促進法」で定められている、学校、体育館、ホテル、事務所等一定規模以上で、多数の者が利用する建築物、危険物の貯蔵場や、地震により倒壊し道路をふさぐ恐れのある建築物

表一 特定既存耐震不適格建築物一覧（耐震改修促進法第 14 条、法第 15 条、附則第 3 条）

区分	用途	特定既存耐震不適格建築物 (指導・助言対象)の要件 (法第 14 条)	指示 ^{※2} 対象となる特定既存 耐震不適格建築物の要件 (法第 15 条)	耐震診断義務付け 対象建築物の要件 (附則第 3 条)	
第 1 号	学校	小学校、中学校、中等教育学校の 前期課程、若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む
		上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上	
	ボウリング場、スケート場、水泳場そ の他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上	
	病院、診療所				
	劇場、観覧場、映画館、演芸場				
	集会場、公会堂				
	展示場				
	卸売市場				
	百貨店、マーケットその他の物品販売 業を営む店舗				階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
	ホテル、旅館				
	賃貸住宅（共同住宅に限る）、 寄宿舎、下宿				
	事務所				
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉 ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身 体障害者福祉センター、 その他これらに類するもの				
	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上	
	博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上	
	遊技場				
	公衆浴場				
	飲食店、キャバレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を 営む店舗					
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の 用途に供するものを除く）					
車両の停車場又は船舶若しくは航空 機の発着場を構成する建築物で旅客 の乗降又は待合の用に供するもの	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上				階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転 車の停留又は駐車のための施設					
保健所、税務署その他これに類する公 益上必要な建築物					
危険物の貯蔵又は 処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危 険物を貯蔵又は処理するす べての建築物				500 m ² 以上
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定す る避難路の沿道であって、 全面道路の幅員の 1/2 超の 高さの建築物（道路幅員が 12m 以下の場合は 6 m 超）	左に同じ	耐震改修促進計画で指定 する重要な避難路の沿道 であって、全面道路の幅 員の 1/2 超の高さの建 築物（道路幅員が 12m 以 下の場合は 6 m 超）		

※第 1 号、第 2 号は延床面積の規模

※2 法第 15 条第 2 項に基づく指示

第2章 大井町において想定される地震の規模・被害の状況

1 想定される地震

本町を含む神奈川県は、太平洋プレート、フィリピン海プレート、北米プレートが集中する地域に位置するため、地震が起こりやすい地域です。「神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）」では、神奈川県に影響を及ぼす被害の量的・地域的な状況や、発生の切迫性を考慮し、想定地震が選定されています。選定の視点は次の示すとおりですが、特に、発生確率が極めて低く、長期的な対応を要することが想定される地震等については、参考として被害等の想定がされています。

【選定の視点】

- ① 地震発生の切迫性が高いとされている地震
- ② 法律により対策を強化する地域の指定に用いられる地震
- ③ 地震防災戦略・地域防災計画・中央防災会議等において対策の対象としている地震
- ④ 発生確率は極めて低いが、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、超長期的な対応となる地震

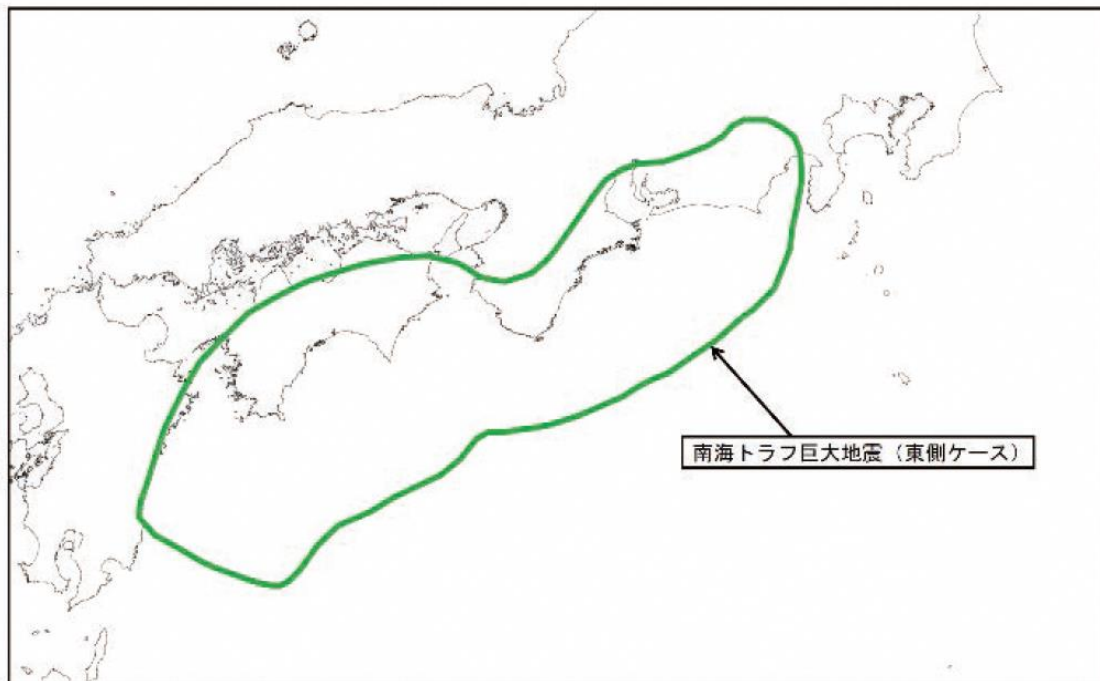
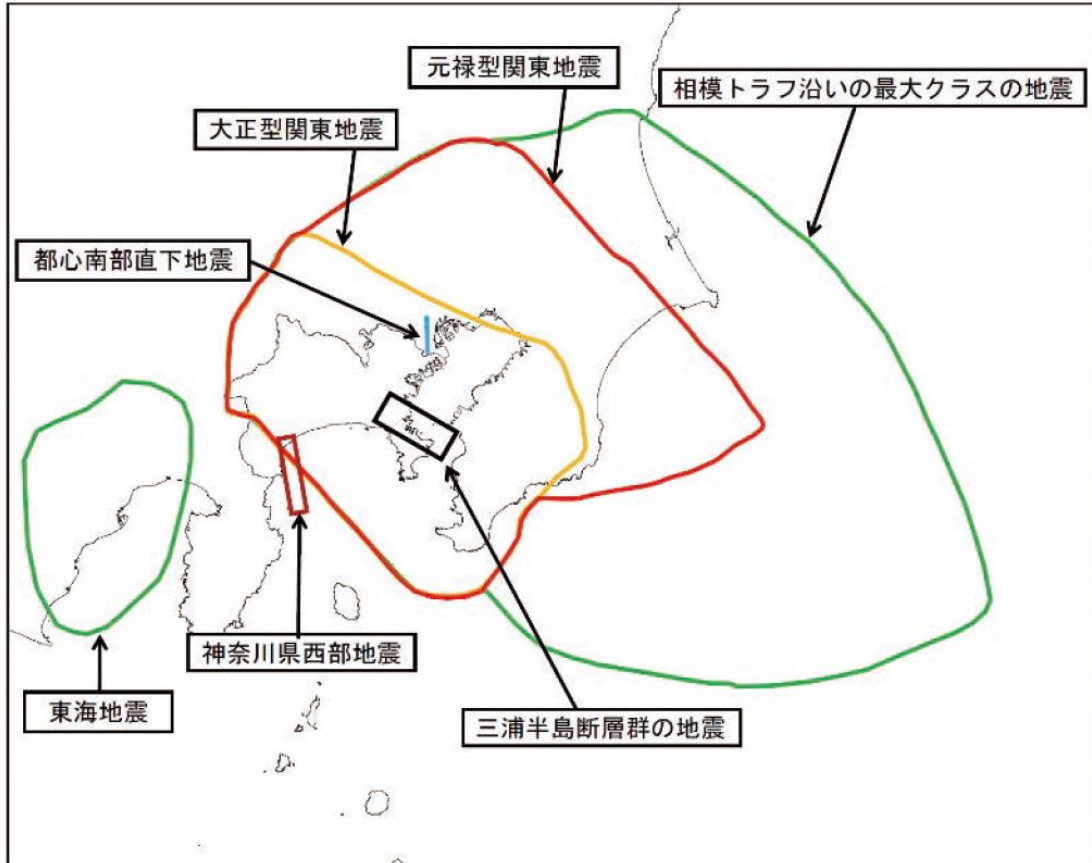
表一 想定地震の一覧

想定地震名	モーメント マグニチュード	県内で想定される 最大震度	発生確率※3	選定の 視点	
都心南部直下地震	7.3	横浜市・川崎市を中心 に震度6強	(南関東地域のM7クラスの 地震が30年間で 70%)	①・②	
三浦半島断層帯の地震	7.0	横須賀三浦地域で 震度6強	30年以内6~11%	①・③	
神奈川県西部地震	6.7	県西地域で震度6強	(過去400年の間に同ク ラスの地震が5回発生)	①・③	
東海地震	8.0	県西地域で震度6弱	(南海トラフの地震は 30年以内70~80%程度)	①・②・ ③	
南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域で震度6弱	(南海トラフの地震は 30年以内70~80%程度)	①・②	
大正型関東地震	8.2	湘南地域・県西地域 を中心に震度7	30年以内ほぼ0~6% (2百年から4百年の発生間隔)	③	
(参考地震)	元禄型関東地震	8.5	湘南地域・県西地域 を中心に震度7	30年以内ほぼ0% (2千年から3千年の発生間隔)	④
	相模トラフ沿いの最大 クラスの地震	8.7	全県で震度7	30年以内ほぼ0% (2千年から3千年あるいはそ れ以上の発生間隔)	④
	慶長型地震	8.5	津波による被害のみ 想定	評価していない	④
	明応型地震	8.4	津波による被害のみ 想定	評価していない	④
	元禄型関東地震と国府津 - 松田断層帯の連動地震	8.3	津波による被害のみ 想定	評価していない	④

資料：神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）

※3 発生確率については「地震調査研究推進本部（文部科学省：令和3年1月13日現在）」、「中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書（内閣府：平成25年12月）」などによる評価

震源断層モデル（震源断層域）の位置



資料：神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）

2 被害想定

神奈川県が、平成 27 年 3 月に公表した地震被害想定調査は、平成 23 年に発生した東日本大震災の災害調査結果から明らかになった多くの教訓や課題を踏まえるとともに、地震学、地震工学、災害社会学等の最新の知見を取り入れ行われました。

調査の結果、本町に被害を及ぼすと考えられる地震とその被害想定は、次のとおりです。

表一 被害想定結果票一覧

建物被害（揺れ・液状化）

単位：棟

地震	全壊棟数			半壊棟数		
	木造	非木造	計	木造	非木造	計
都心南部直下地震	*	*	*	140	20	160
三浦半島断層郡の地震	0	0	0	0	0	0
神奈川県西部地震	40	20	50	490	50	550
東海地震	*	*	*	40	*	50
南海トラフ巨大地震	10	*	20	150	20	170
大正型関東地震	3,360	630	4,000	1,350	190	1,540
元禄型関東地震〈参考〉	3,360	630	4,000	1,350	190	1,540
相模トラフ沿いの最大クラスの地震〈参考〉	3,870	760	4,630	1,230	170	1,400

被害等（18 時発災：津波以外の要因別）

地震	火災			死傷者数（人）			
	炎上出火（件）	残出火（件）	焼失棟数（棟）	死者数	重症者	中等症者	軽症者
都心南部直下地震	0	0	0	0	*	10	20
三浦半島断層郡の地震	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県西部地震	0	0	0	*	*	40	80
東海地震	0	0	0	0	0	*	10
南海トラフ巨大地震	0	0	0	0	*	20	30
大正型関東地震〈参考〉	10	10	700	190	110	650	600
元禄型関東地震〈参考〉	10	10	700	190	110	650	600
相模トラフ沿いの最大クラスの地震〈参考〉	10	10	700	220	130	740	650

地震	避難者（1 日目～3 日目）（人）			帰宅困難者数（人）		自力脱出困難者（人）
	避難所	避難所外	計	直後	2 日後	木造+非木造
都心南部直下地震	110	70	180	1,530	0	0
三浦半島断層郡の地震	0	0	0	1,530	0	0
神奈川県西部地震	410	270	680	1,530	0	*
東海地震	40	30	70	1,530	0	0
南海トラフ巨大地震	130	90	210	1,530	0	0
大正型関東地震	7,610	5,070	12,690	1,530	1,530	720
元禄型関東地震〈参考〉	7,610	5,070	12,690	1,530	1,530	720
相模トラフ沿いの最大クラスの地震〈参考〉	8,080	5,390	13,470	1,530	1,530	950

※ *：わずか（計算上 0.5 以上 10 未満） 0：計算上 0.5 未満は 0 とした。

※ 各欄の数値は 1 の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

（出典：「神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）」より作成）

第3章 建築物の耐震化の目標

国の基本方針では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画(令和3年3月閣議決定)における目標を踏まえ、耐震性が不十分な住宅は令和12年度、耐震性が不十分な多数の者が利用する建築物は令和7年度までに、おおむね解消することを目標としています。

また、神奈川県耐震改修促進計画においては、国の基本方針と同様に、耐震性が不十分な住宅は令和12年度、耐震性が不十分な多数の者が利用する建築物は令和7年度までに、おおむね解消とすることを目標に定めています。

そこで、本町においては、令和5年度の住宅の耐震化率^{※4}が約86%の推計に留まることや、今後の耐震化率の推計及び支援施策内容を踏まえ、本計画期間における**住宅の耐震化率の目標を95%**と定め、達成に向けて取組むこととします。

特定建築物等の多数の者が利用する建築物(法第14条1号)の耐震化の目標については、国の基本方針や神奈川県耐震改修促進計画を踏まえ、本計画期間内に耐震性が不十分な建築物を**おおむね解消すること**とし、建築物の耐震化の促進に努めていきます。

表一本町の耐震化の目標

区分		令和5年度 耐震化率	本町の 耐震化の目標値	国及び県の 耐震化の目標値
住宅		約86%	95%	【国・県】おおむね解消
特定建築物等	1号	約95%	おおむね解消	【国・県】おおむね解消
	2号	該当なし	—	【国・県】おおむね解消
	3号	約63%	—	【県】50%

特定建築物等とは

特定建築物等

耐震改修促進法第14条第1号に定める用途・規模の建築物全て
 <多数の者が利用する建築物>
 ・学校、病院、社会福祉施設など
 多数の者が利用する一定規模以上
 (3階以上かつ1,000㎡以上など)の全ての建築物
 <避難路沿道建築物>
 ・緊急輸送道路沿道に接する一定の高さ以上の建築物

特定建築物

建築基準法等の耐震関係規定に適合しない建築物
 ・主に新耐震基準導入以前の耐震性に問題のある建築物

※4 新耐震基準で建築された建築物と、新耐震基準施行以前に建築された建築物のうち新耐震基準に適合するものの合計が全体に占める割合

$$\text{耐震化率(\%)} = (\text{新耐震基準施行以降に建設された建築物の棟(戸)数} + \text{新耐震基準施行以前に建築された建築物のうち新耐震基準に適合する棟(戸)数}) \div \text{全建築物棟(戸)数} \times 100$$

1 住宅の耐震化

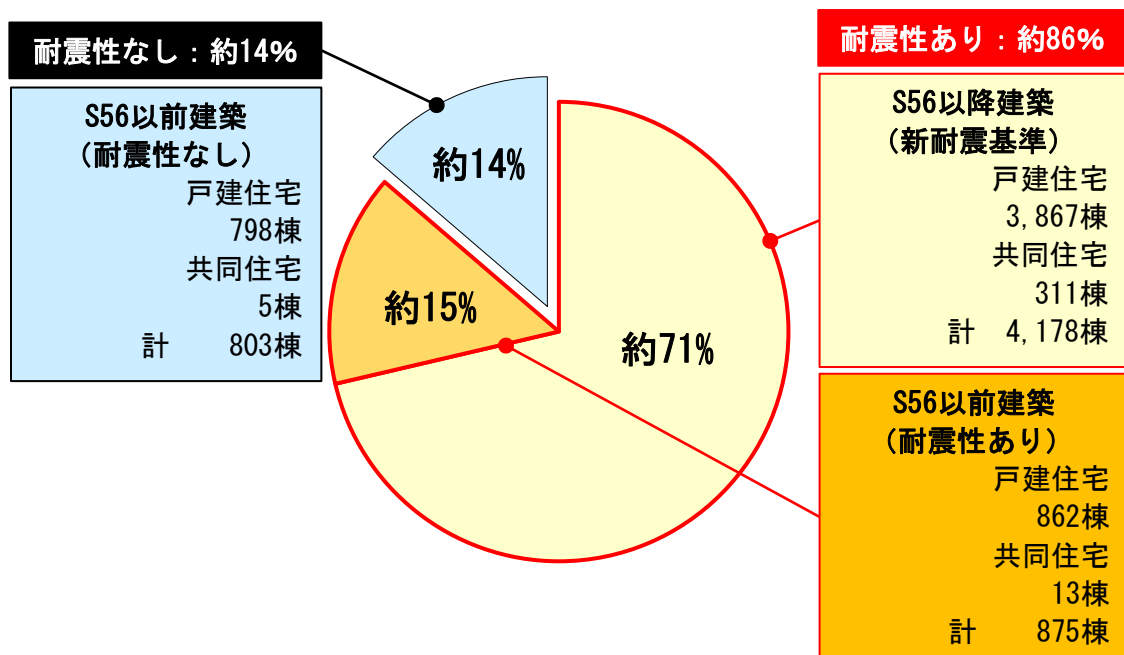
令和5年度の町内の住宅は、総数5,856棟^{※5}に対して、約29%の1,678棟が昭和56年以前に建築されたものとなっています。

耐震化の現状は、耐震性のあるものが5,053棟（耐震化率約86%）となっています。

表一住宅の耐震化の現状と目標

区分	耐震化率	
	現状 (令和5年度)	目標 (令和13年度)
住宅	約86%	95%

住宅の耐震化の現状（令和5年度）



表一住宅の耐震化の状況

(単位：棟)

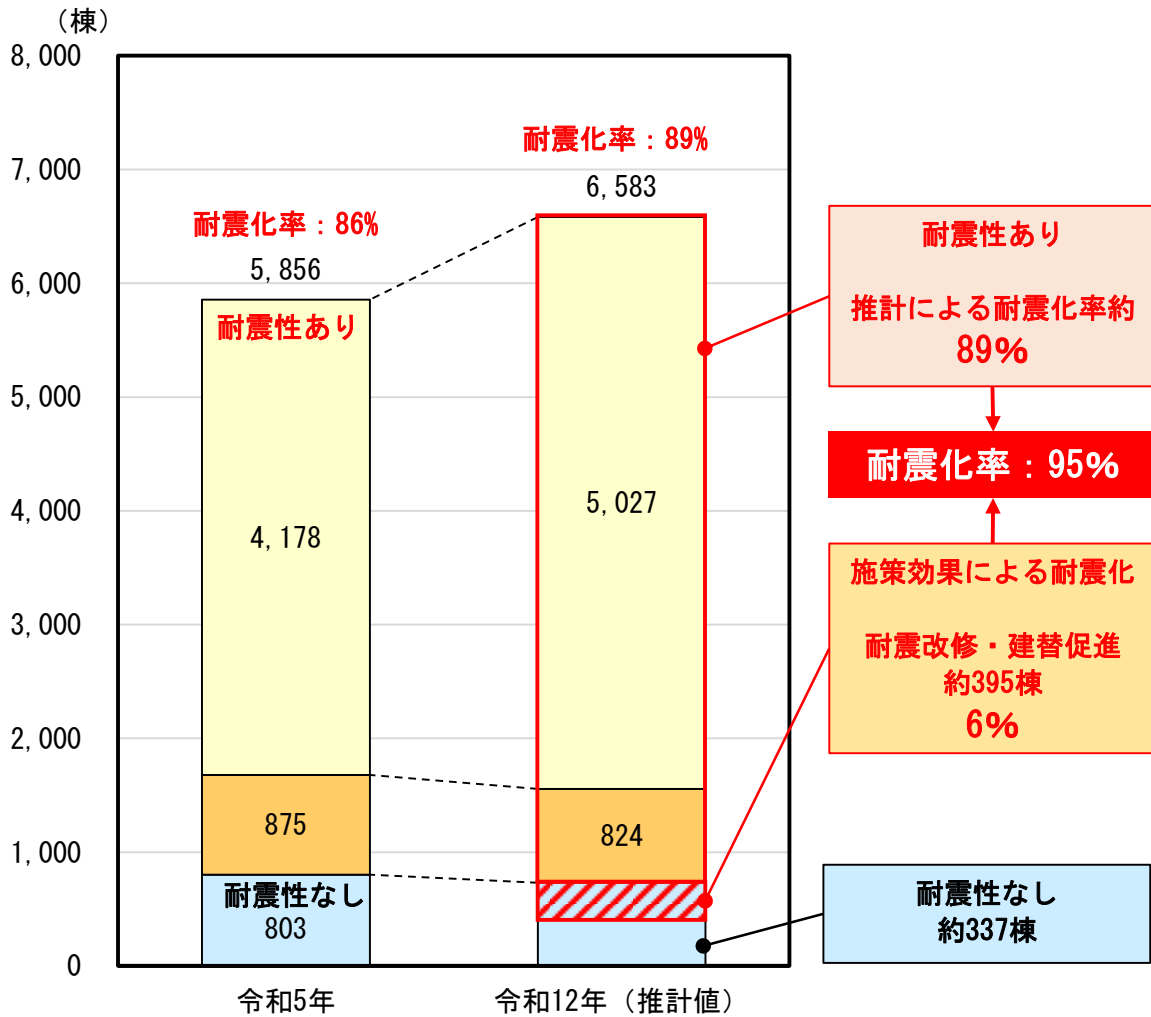
区分	構造	住宅総数 [A]	旧耐震基準（S56以前建築）		新耐震基準 （S57以降建築） [E]	耐震住宅数 [F] = [D] + [E]	耐震化率 [G] = [F] / [A]
			[B]	耐震性なし [C]			
戸建住宅	木造	4,953	1,575	766	809	3,378	84.5%
	非木造	574	85	32	53	489	94.4%
	小計	5,527	1,660	798	862	3,867	85.6%
共同住宅	木造	152	4	1	3	148	99.3%
	非木造	177	14	4	10	163	97.7%
	小計	329	18	5	13	311	98.5%
住宅総数（棟）		5,856	1,678	803	875	4,178	86.3%

※共同住宅には、特定建築物等である共同住宅、寄宿舎等を含んでいる

※旧耐震基準における耐震性ありの棟数は、住宅・土地統計調査（5年ごとに実施）をもとに推計したもの

※5 令和5年1月1日現在の家屋課税台帳の値

住宅の耐震化の目標



令和13年度の住宅総数は、約6,686棟まで増加すると推計されます。このうち、耐震性のある新築住宅の増加や旧耐震基準の住宅における建替え及び除却等の自然更新により約5,983棟は耐震性があり、約703棟は耐震性のない住宅と推計されます。

耐震化率95%の目標を達成するためには、耐震性のない住宅を対象にした様々な施策により、約703棟のうち約302棟の耐震化が必要です。

2 特定建築物等の耐震化

(1) 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号に規定する特定建築物）

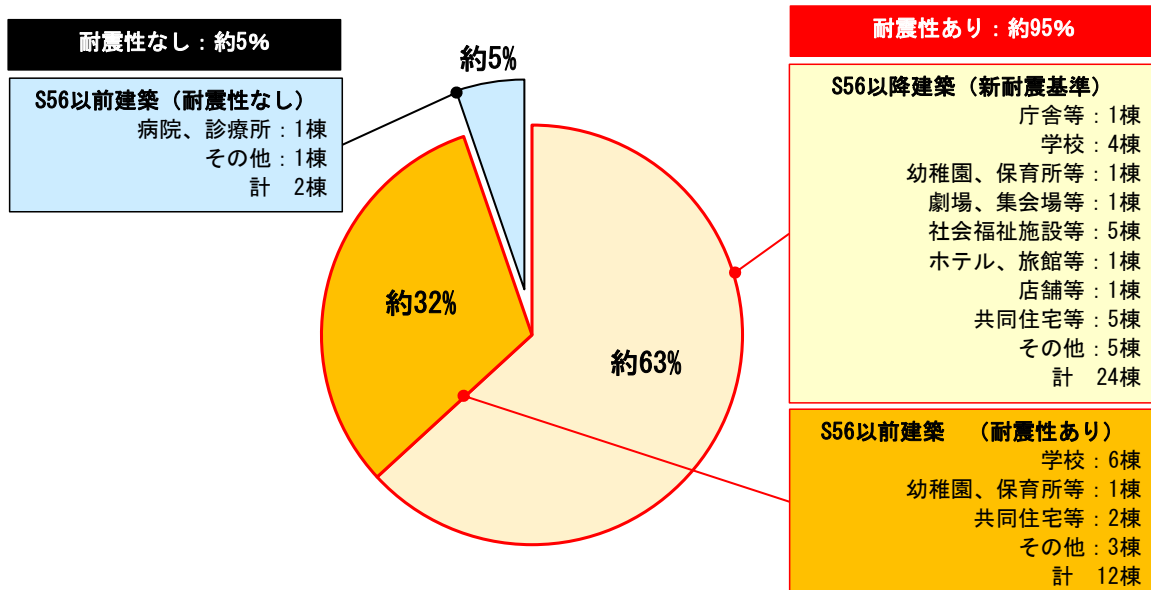
本町における令和5年度の多数の者が利用する建築物^{※6}は、民間・町有合わせて38棟となっています。このうち約25%に当たる14棟が昭和56年以前に建築されたものです。耐震化の現状は、耐震性のあるものが24棟（耐震化率約95%）となっています。耐震性が不十分な建築物をおおむね解消するには、令和5年度における耐震性なし特定建築物等2棟の耐震化が必要となります。

目標を達成するには、町有公共建築物はすべて耐震化されているため、民間建築物への耐震診断の実施、耐震改修・建替えを促進する必要があります。

表一 多数の者が利用する建築物の現状と目標

用途区分	耐震化率	
	現状 (令和5年度)	目標 (令和13年度)
多数の者が利用する建築物	約95%	おおむね解消

多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（令和5年度）



※6 4頁の表一 特定既存耐震不適格建築物一覧（耐震改修促進法第14条、法第15条、附則第3条）の区分第1号のうち特定既存耐震不適格建築物(指導・助言対象)の要件（法第14条）に該当する建築物

表一多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

(単位：棟)

用途分類	建築物 総数 【A】	旧耐震基準 (S56以前建築)			新耐震基準 (S57以降建築) 【E】	耐震建築物数 【F】 = 【D】 + 【E】	耐震化率 【G】 = 【F】 / 【A】
		【B】	耐震性なし 【C】	耐震性あり うち、不明 【D】			
庁舎等	1	0	0	0	1	1	100.0%
学校	10	6	0	0	6	10	100.0%
幼稚園、保育所等	2	1	0	0	1	2	100.0%
劇場、集会場等	1	0	0	0	1	1	100.0%
社会福祉施設等	5	0	0	0	5	5	100.0%
病院、診療所	1	1	0	1	0	0	0.0%
ホテル、旅館等	1	0	0	0	1	1	100.0%
店舗等	1	0	0	0	1	1	100.0%
共同住宅等	7	2	0	0	2	7	100.0%
その他	9	4	0	1	3	8	88.9%
合計	38	14	0	2	12	36	94.7%

表一多数の者が利用する建築物の耐震化の状況 (町有公共建築物)

(単位：棟)

用途分類	建築物 総数 【A】	旧耐震基準 (S56以前建築)			新耐震基準 (S57以降建築) 【E】	耐震建築物数 【F】 = 【D】 + 【E】	耐震化率 【G】 = 【F】 / 【A】
		【B】	耐震性なし 【C】	耐震性あり うち、不明 【D】			
庁舎等	1	0	0	0	1	1	100.0%
学校	10	6	0	0	6	10	100.0%
幼稚園、保育所等	2	1	0	0	1	2	100.0%
劇場、集会場等	1	0	0	0	1	1	100.0%
社会福祉施設等	1	0	0	0	1	1	100.0%
病院、診療所	0	0	0	0	0	0	—
ホテル、旅館等	0	0	0	0	0	0	—
店舗等	0	0	0	0	0	0	—
共同住宅等	1	0	0	0	1	1	100.0%
その他	1	0	0	0	1	1	100.0%
合計	17	7	0	0	7	17	100.0%

表一多数の者が利用する建築物の耐震化の状況 (民間建築物)

(単位：棟)

用途分類	建築物 総数 【A】	旧耐震基準 (S56以前建築)			新耐震基準 (S57以降建築) 【E】	耐震建築物数 【F】 = 【D】 + 【E】	耐震化率 【G】 = 【F】 / 【A】
		【B】	耐震性なし 【C】	耐震性あり うち、不明 【D】			
庁舎等	0	0	0	0	0	0	—
学校	0	0	0	0	0	0	—
幼稚園、保育所等	0	0	0	0	0	0	—
劇場、集会場等	0	0	0	0	0	0	—
社会福祉施設等	4	0	0	0	4	4	100.0%
病院、診療所	1	1	0	1	0	0	0.0%
ホテル、旅館等	1	0	0	0	1	1	100.0%
店舗等	1	0	0	0	1	1	100.0%
賃貸共同住宅等	6	2	0	0	2	6	100.0%
その他	8	4	0	1	3	7	87.5%
合計	21	7	0	2	5	19	90.5%

(2) 耐震改修促進法第14条第2号に規定する特定建築物

町内に耐震改修促進法第14条第2号に規定する特定建築物はありません。

(3) 緊急輸送道路

「県計画」指定の緊急輸送道路として町の地域防災計画で避難路として位置づける路線は以下のとおりです。

本町の緊急輸送道路（県指定）



区分	NO	路線名	区間	
第1次路線	1	東名高速道路	全線	
	2	国道255号	全線	
	3	県道72号	松田国府津	国道255号交点（大井町金子）～国道1号交点
	4	県道77号	平塚松田	全線
	5	県道78号	御殿場大井	国道255号交点～県道726号交点
第2次路線	6	県道72号	松田国府津	国道255号交点（大井町金子）～国道255号交点（松田町松田惣領）
	7	県道711号	小田原松田	県道78号交点～県道72号交点（松田町松田惣領） 県道78号交点～県道717号交点
	8	県道714号	栢山停車場曾我	県道711号交点（バイパス）～国道255号交点
	9	町道101号線		大井町役場～町道7号線交点
	10	町道7号線		町道101号線交点～国道255号交点
	11	町道14号線		町道101号線交差点～大井町防災備蓄倉庫前

資料：大井町地域防災計画（令和5年3月）

(4) 避難路沿道建築物（耐震改修促進法第14条第3号に規定する特定建築物）

本町における令和5年度の避難路沿道建築物は19棟となっており、このうち耐震性のあるものが12棟（耐震化率約63%）となっています。

表一 避難路沿道建築物の耐震化

（単位：棟）

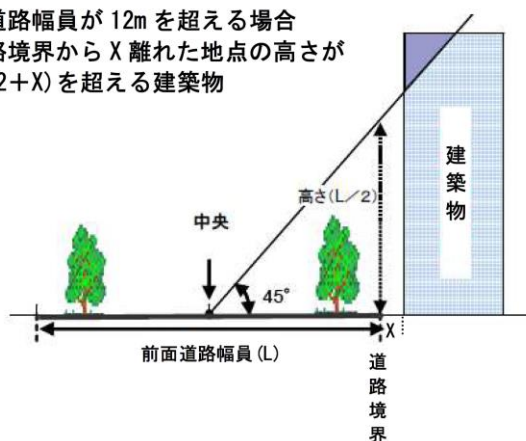
区分	NO	路線名	建築物 総数 【A】	旧耐震基準（S56以前建築）			新耐震基準 （S57以降建築） 【E】	耐震建築物数 【F】 = 【D】 + 【E】	耐震化率 【G】 = 【F】 / 【A】
				【B】	耐震性なし 【C】	耐震性あり 【D】			
第1次路線	1	東名高速道路	0	0	0	0	0	0	0.0%
	2	国道255号	2	2	2	0	0	0	0.0%
	3	県道72号	10	3	3	3	7	7	70.0%
	4	県道77号	1	1	1	1	0	0	0.0%
	5	県道78号	0	0	0	0	0	0	0.0%
第2次路線	6	県道72号	4	1	1	1	3	3	75.0%
	7	県道711号	0	0	0	0	0	0	0.0%
	8	県道714号	1	0	0	0	1	1	100.0%
	9	町道101号線	0	0	0	0	0	0	0.0%
	10	町道7号線	1	0	0	0	1	1	100.0%
	11	町道14号線	0	0	0	0	0	0	0.0%
第1次路線 小計			13	6	6	6	7	7	53.8%
第2次路線 小計			6	1	1	1	5	5	83.3%
合計			19	7	7	7	12	12	63.2%

避難路沿道建築物とは

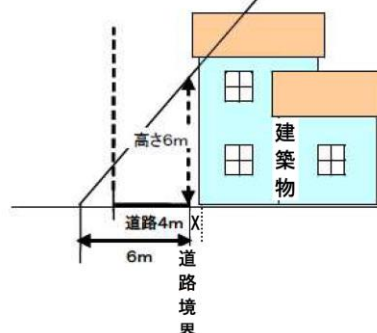
緊急輸送道路沿道に接する一定の高さ以上の建築物

<緊急輸送道路沿道に接する一定の高さ以上の建築物>

①前面道路幅員が12mを超える場合
道路境界からX離れた地点の高さが
(L/2+X)を超える建築物



②前面道路幅員が12m以下の場合
道路境界からX離れた地点の高さが
(6m+X)を超える建築物



3 町有公共建築物の耐震化

町有公共建築物の耐震化率は、本計画策定時では100%でしたが、策定以降に、公共施設等総合管理計画、個別施設計画の策定によって、町有公共建築物データの精緻化が図られたため、令和5年度では耐震化率が約85%となっています。

(1) 災害時の拠点となる建築物

総棟数は46棟あり、耐震化率は約96%となっています。

施設分類	主な施設
行政系施設	大井町役場庁舎
スポーツレクリエーション系施設	総合体育館
文化・社会教育施設	多目的集会所、自治会館、公民館
保健福祉系施設	ほほえみハウス
消防施設	消防団詰所
学校教育施設	小中学校

(2) 災害弱者が利用する建築物

総棟数は10棟あり、耐震化率は約80%となっています。

施設分類	施設
保健福祉系施設	大井保育園（従来棟、増築棟）、保健福祉センター、ふれあい館
学校教育施設	大井幼稚園、大井第二幼稚園、相和幼稚園、おおい児童コミュニティクラブ、かみおおい児童コミュニティクラブ

(3) 不特定多数が利用する建築物

総棟数は8棟あり、耐震化率は約100%となっています。

施設分類	施設
スポーツレクリエーション系施設	山田総合グラウンド（管理棟、グラウンド倉庫、グラウンド便所、テニスコート倉庫、テニスコート便所）
文化・社会教育施設	生涯学習センター、そうわ会館、郷土資料館

(4) 特定多数が利用する建築物

総棟数は6棟あり、耐震化率は約33%となっています。

施設分類	施設
町営住宅	河原町営住宅（A棟、B棟）、大縄町営住宅（1号～4号）

(5) その他の建築物

総棟数は23棟あり、耐震化率は約74%となっています。

施設分類	主な施設
産業系施設	農産加工所、旧相和直販所、農業体験施設四季の里
学校教育施設	学校給食センター
水道施設	第1浄水場、第2浄水場
都市公園施設	相模金子駅前公園、金子児童公園、水神宮公園、 金手児童公園、大井中央公園
その他	剪定枝破砕場(旧ごみ焼却場)

表一 町有公共建築物の耐震化

区分	建築物 総数 【A】	旧耐震基準 (S56以前建築)			新耐震基準 (S57以降建築) 【E】	耐震建築物数 【F】 = 【D】 + 【E】	耐震化率 【G】 = 【F】 / 【A】	
		【B】	耐震性なし 【C】	耐震性あり うち、不明 【D】				
災害時の拠点となる 建築物	46	9	2	0	7	37	44	95.7%
災害弱者が利用する 建築物	10	3	2	0	1	7	8	80.0%
不特定多数が利用する 建築物	8	0	0	0	0	8	8	100.0%
特定多数が利用する 建築物	6	4	4	0	0	2	2	33.3%
その他	23	6	6	4	0	17	17	73.9%
合計	93	22	14	4	8	71	79	84.9%

表一 町有公共建築物の区分

区分	該当条件
(1) 災害時の拠点となる建築物	町指定避難所、自主防災一時避難場所、消防団詰所など災害時、防災時に重要な役割を担う施設
(2) 災害弱者が利用する建築物	幼稚園、保育所、社会福祉施設、病院、診療所など、主に災害時、避難が通常の者より難しい未就学児、高齢者等が利用する施設で(1)に該当しない施設
(3) 不特定多数が利用する建築物	運動施設、集会場、公会堂、公益上必要な施設など、不特定の多数の者が利用する施設で(1)(2)に該当しない施設
(4) 特定多数が利用する建築物	賃貸住宅など、主に居住者などの特定の多数が利用する施設で(1)(2)に該当しない施設
(5) その他	上記以外の町有公共建築物

第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

1 耐震化の促進にかかる基本的な考え方

建築物の耐震化促進のためには、建築物の所有者等が、自らの生命・財産は自らが守るという意識を持つとともに、所有又は管理する建築物の倒壊等により周辺の安全に支障をきたすことがないように、建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震化を進めることが求められます。

町は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援するため、国・県からの助言や情報提供、国庫補助事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）等を活用しながら、建築物の所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策等を推進します。

■町の役割

国の機関及び県と連携し、耐震改修促進計画に基づき、広く町民への普及啓発、地域の実状に配慮した建築物等の耐震化を促進するための安全対策を推進します。

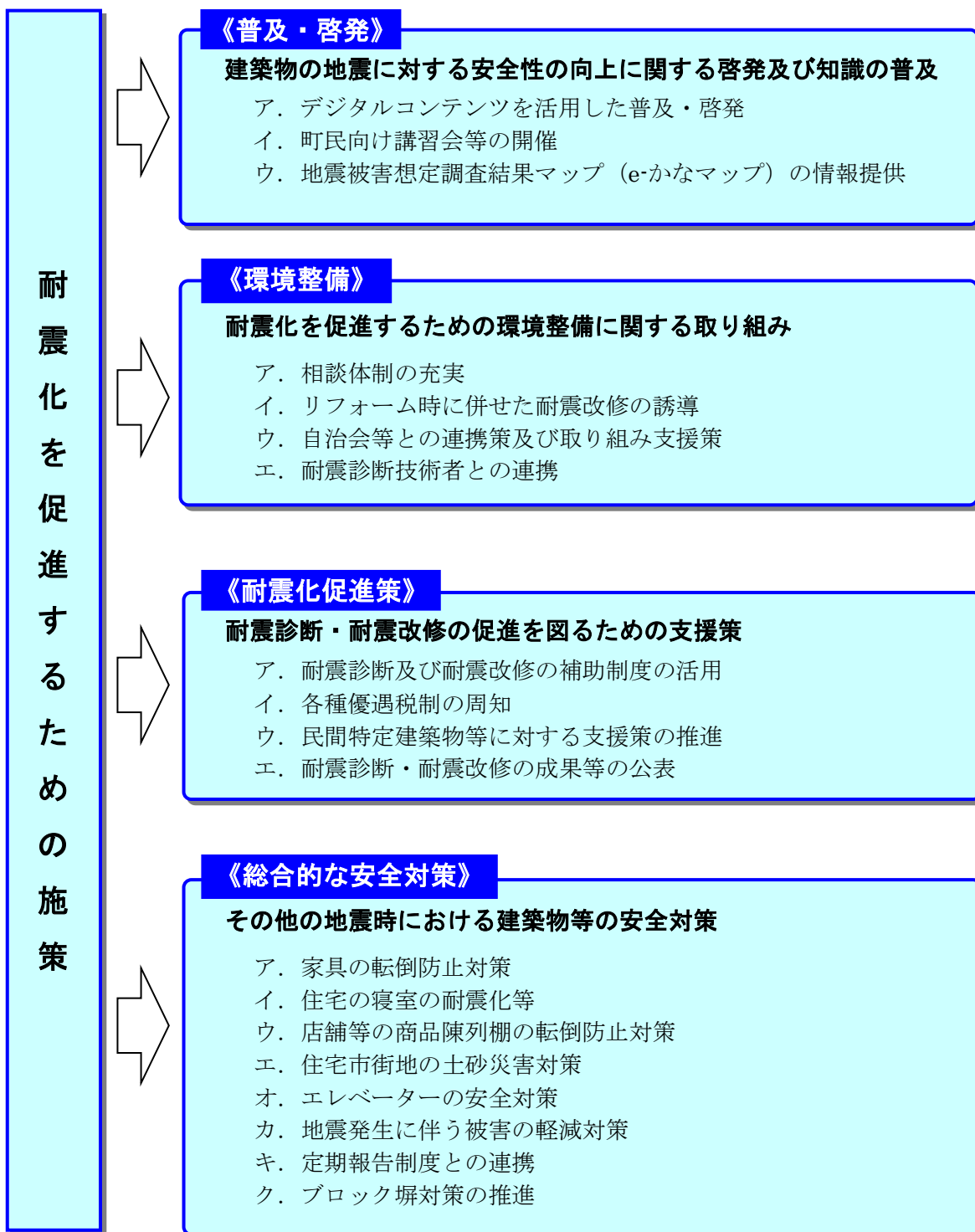
■町民（建築物の所有者等）の役割

建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努めていくものとします。

特に、特定建築物の所有者は、建物利用者の人命を預かっており、また当該建築物が倒壊することによって周辺に与える影響が特に大きいことについて、自覚と責任感を持って、積極的に耐震診断・耐震改修の実施に努めていくことを基本とします。

2 耐震化を促進するための施策

耐震化を促進するため次の施策を行います。



(1) 普及・啓発

【建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及】

住宅・特定建築物の所有者等は、自らの建築物の地震に対する安全性を確保することの重要性を認識し、地域や自治会などの組織を通じた自発的な耐震化への取り組みが必要です。このため、建築物の耐震化に関する知識の普及・啓発を進め、町民の耐震化に対する意識の向上に努めます。

ア. デジタルコンテンツを活用した普及・啓発

地震の危険性や耐震診断・耐震改修の手法を記載したパンフレットの配布、また同内容を町のホームページに掲載して建築物の耐震化の必要性、町の助成制度など建築物の耐震について啓発を行います。

さらに、防災行政無線、防災行政無線テレホンサービス、大井町あんしんメールなどを活用し、災害に対する情報提供を図ります。

イ. 町民向け講習会等の開催

耐震診断・耐震改修の重要性や必要性をすべての町民に理解していただくため、技術者や一般町民向けの講習会等の開催について、県や防災関連機関と連携を図ります。

また、町による総合防災訓練や自主防災組織による地域の実状にあった訓練が地区ごとに行われており、地域防災計画の目標である「自分たちのまちは自分たちで守る」という心構えの啓発を進めています。今後もこうした活動を実施していくとともに、その場を利用して町民の耐震化に関する意識の高揚と啓発に努めます。

ウ. 地震被害想定調査結果マップ（e-かなマップ）の情報提供

神奈川県ホームページでは、「地震被害想定調査結果マップ」を「e-かなマップ」に公開しています。地盤や社会的な条件等から、震度分布図、液状化想定図、建物の全壊棟数想定図、火災延焼による焼失棟数想定（冬18時）、微地形区分図を掲載しています。居住する地域の揺れやすさ等を確認し役立ててもらえるよう情報提供を行います。

The image shows a screenshot of the 'e-かなマップ' (e-Kana Map) website. The main header includes the logo for Kanagawa Prefecture and the title 'e-かなマップ'. Below the header, there is a large blue banner with the text: 「e-かなマップ」とは… インターネットを通じて神奈川県内の地図情報を発信するサイトです。 (This is 'e-Kana Map'... a site that disseminates map information in Kanagawa Prefecture through the internet.) To the right of this banner is a 'お知らせ' (Notice) section with a list of updates: 2023-3-27 高野灘水想定区域マップを公開しました。 (Published the Takano Beach Water Hazard Area Map on 3/27/2023), 2019-9-1 山地災害危険地区マップを公開しました。 (Published the Mountain Disaster Hazard Area Map on 9/1/2019), and 2019-4-1 道路情報マップ、土砂災害警戒区 (Road Information Map, Landslide Disaster Warning Area). Below the banner is a grid of map categories: 暮らし (Living), 防災と安全 (Disaster and Safety), 地震被害想定調査結果 (Earthquake Damage Estimation Survey Results), 環境 (Environment), 文化 (Culture), 産業 (Industry), 県土・まちづくり (Prefecture and City Planning). Each category has a small map thumbnail and a search button. On the right side, there is a 'スマートフォンサイトはこちら' (Smartphone Site is here) section with a QR code and the text: 二次元コードをお読みください。(一部未対応の機種があります) (Please scan the 2D code. (Some models are not supported)). The background of the page features a large map of Kanagawa Prefecture with various colored overlays representing different hazard areas.

(2) 環境整備

【耐震化を促進するための環境整備に関する取り組み】

住宅・特定建築物の所有者等が自ら耐震化に取り組みやすいように、環境整備を進めます。

ア. 相談体制の充実

耐震診断や耐震改修の必要性を普及するため相談窓口を設置し、木造住宅耐震診断費補助金交付制度などについて、町民及び特定建築物の所有者等からの相談に対応します。

また、木造住宅の耐震性に関する自己点検の方法や、補強方法の概要及び特定建築物の耐震化に関する情報提供に努めます。

イ. リフォーム時に併せた耐震改修の誘導

耐震改修の実施にあたっては、単独工事として行うよりも増改築やリフォーム工事、住宅防音工事等と併せて行う方が費用や手間を軽減できるという面で有効です。

こうした観点から、リフォーム等に併せて耐震改修が実施・促進されるよう誘導します。

ウ. 自治会等との連携策及び取り組み支援策

災害に強い安全なまちをつくるためには「自分の身は自分で守る」という自助の意識と、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の意識のもと、町、防災関係機関はもとより、すべての町民等の協働による災害に強い地域社会をつくり、災害による被害の減災を図ることが重要です。

自治会や自主防災組織などの地域組織が中心となり、平常時から防災訓練や地域における危険箇所の点検活動をはじめ、住宅・建築物の耐震化や地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であることから必要な支援を行います。また、自治会等との連携により耐震化に向けた啓発を促します。

エ. 耐震診断技術者との連携

県が実施している耐震診断・耐震改修に関わる建築士等の建築技術者を対象にした木造住宅耐震実務講習会を受講した耐震技術者情報を町民に提供することにより、適切な耐震診断、耐震補強を促していきます。

(3) 耐震化促進策

【耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策】

住宅・建築物の耐震化を促進するため、国や県における助成や税の特例制度等を広く町民に周知するとともに、町で実施している支援事業等の充実を検討します。

ア. 耐震診断及び耐震改修の補助制度の活用

① 国や県の支援事業等の活用

■ 国・県の支援事業を活用した耐震診断・耐震改修の促進

国の「社会資本整備総合交付金」等の補助制度を活用し、耐震診断、耐震改修の促進を進めます。

また、「神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金」による財政支援、「神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金」も併せて活用し、耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

② 町で実施する支援事業の推進

本町では、地震に強い安全なまちづくりを目指すとともに、木造住宅の耐震診断、耐震改修における町民の負担を軽減するため、「木造住宅耐震診断費補助制度」及び「木造住宅耐震改修工事等補助制度」を設け、建築物の耐震化の促進を支援しています。

今後も、町民への積極的な情報提供による周知を図りながら、上記支援事業の推進に努め、より安全性の高い建築物の確保を目指していきます。

■ 木造住宅耐震診断費補助制度

対象建築物	<ul style="list-style-type: none">・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認通知書を受けた建築物で、一戸建住宅（2 世帯住宅及び併用住宅を含む）であるもの。ただし、昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築又は改築をしたものは除く。・ 地上 2 階建以下の木造建築物で、在来軸組工法により建築されたもの。ただし、枠組壁工法又はプレハブ工法のものとは除く。
補助の内容	耐震診断に必要とする経費の 2 分の 1 までとし、4 万円を上限とします。

■ 木造住宅耐震改修工事等補助制度

対象建築物	<ul style="list-style-type: none">・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認通知書を受けた建築物で、一戸建住宅（2 世帯住宅及び併用住宅を含む）であるもの。ただし、昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築又は改築をしたものは除く。・ 地上 2 階建以下の木造建築物で、在来軸組工法により建築されたもの。ただし、枠組壁工法又はプレハブ工法のものとは除く。・ 耐震診断の結果、評点が 1.0 未満と診断された木造建築物
補助の内容	耐震改修工事などに要した経費の 2 分の 1 までとし、50 万円を上限とします。

イ. 各種優遇税制の周知

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅に対し耐震改修工事を行った場合の各種優遇税制について、国や県による制度の公表が行われた場合、広く町民に周知します。

ウ. 民間特定建築物等に対する支援策の推進

民間特定建築物については、災害による倒壊時に多くの人命に支障を来す恐れがあるとともに、緊急輸送路などの道路を遮断する可能性もあり、重要な問題として捉えることができます。

こうしたことを踏まえ、民間特定建築物に対する耐震化の支援に努めます。

■民間特定建築物に対する耐震化支援策の検討

新耐震基準前の設計に基づいて建築された建築物、特に、多数の者が利用する建築物や緊急輸送道路沿道建築物の所有者等が耐震診断を実施する場合、情報提供や支援制度等について検討します。

新耐震基準前の設計に基づいて建築された建築物、特に、多数の者が利用する建築物や緊急輸送道路沿道建築物で、耐震診断の結果、耐震改修が必要と判定され、耐震改修促進法の計画認定に基づく耐震改修設計及び改修工事等を行う場合の相談に努めます。

エ. 耐震診断・耐震改修の成果等の公表

民間建築物のうち、公共性の高いもの、不特定多数の者が利用するもの等については、町民がその耐震性に関する情報を得る必要性が高いことから、当該用途の個々の建築物について、耐震診断・改修の結果や、耐震改修促進法第 22 条の認定の取得状況等を公表できる場の整備を進めます。

(4) 総合的な安全対策

【その他の地震時における建築物等の安全対策】

ア. 家具の転倒防止対策

建築物の耐震改修を行った場合や耐震性の高い住宅でも、家の中には危険が残っています。特に、家具や家電の転倒や落下により被害を受ける可能性があります。

そこで、パンフレットや町の防災訓練等により、家具の転倒防止対策について町民に周知するとともに、家具の固定方法等の普及や取り付け業者の情報提供を行います。

イ. 住宅の寝室の耐震化等

兵庫県南部地震の発生時刻は午前 5 時 46 分で、多くの人々は就寝しており無防備な状態であったことも被害の拡大を招いた要因であると言われています。

個別の事情により、全体の耐震化が難しい場合には、比較的安価で耐震化を行える耐震シェルター等の設置も有効となります。

このような一部屋耐震改修等（耐震シェルター）の概要や防災効果等の周知を行い、地震時の倒壊から生命を守る取組にも努めます。

ウ. 店舗等の商品陳列棚の転倒防止対策

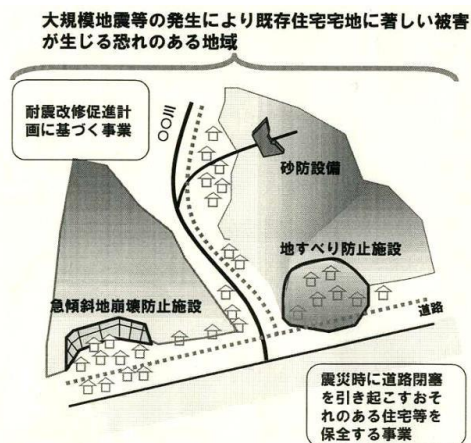
物品販売店の商品陳列棚の中には、背の高いものや、重い商品が陳列されている場合があります。

こうした商品の陳列方法は地震による揺れに極めて弱く、数年に一回起きる程度の地震でも商品が落下したり、棚が倒れたりすることで、通路にいる人々に危害を及ぼしたり、商品が大きな損害を受ける恐れがあります。

そこで、商品陳列棚の転倒防止や商品の落下防止対策の重要性について、建築物の所有者・管理者へ普及啓発を行います。

エ. 住宅市街地の土砂災害対策

大規模地震等の発生する恐れがある地域において、地震発生時の土砂災害により住宅・建築物が著しい被害を受け緊急輸送道路を閉塞するなど、社会的に重大な被害が起これる住宅市街地を土砂災害から保全するために、国の住宅地盤特定治水施設等整備事業^{※7}の活用や、必要な砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めるとともに、がけ地等に近接する建築物への注意喚起や情報提供等を行うことで被害の軽減に努めます。



住宅地盤特定治水施設等整備事業
(住宅・建築物の耐震改修支援型)

オ. エレベーターの安全対策

千葉県北西部地震（平成17年7月）では、首都圏の多くのビルでエレベーターが緊急停止して、エレベーター内に人が閉じ込められるケースが発生しました。

この問題に対して、「昇降機耐震設計・施工指針（（財）日本建築設備・昇降機センター、（社）日本エレベーター協会発行）」に定める地震対策がなされていない既存エレベーターについて、建築基準法に基づく定期検査の機会を捉え、地震時のリスクなどを周知し、安全性の確保の促進を図ります。

カ. 地震発生に伴う被害の軽減対策

宮城県沖地震、兵庫県南部地震、新潟県中越地震等大規模な地震の発生時にはブロック塀等の倒壊が見受けられました。

そこで、地震時のブロック塀等の倒壊を防ぎ安全性を確保するため、通学路や生活道路等におけるブロック塀等の正しい施工法を普及啓発します。

さらに、窓ガラスの破片や天井等の落下防止対策についても、啓発を進めていきます。

キ. 定期報告制度との連携

建築基準法第12条に基づき、特殊建築物の所有者は、調査資格者等による建築物の調査を行い、当該建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況も定期的に特定行政庁に報告しなければならないものとされています。

この定期報告制度を活用し、特殊建築物の耐震診断及び耐震改修の状況の把握に努めるとともに、所有者に対して耐震化に向けた啓発を行います。

ク. ブロック塀対策の推進

地震時において、コンクリートブロック塀等は倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことがあります。

本町では、危険なブロック塀の撤去、改善の指導を図るため、令和2年度から大井町ブロック塀等耐震対策緊急促進事業として、大井町ブロック塀等撤去費補助を新設し、ブロック塀対策を推進してきました。

さらに行政と建築関連団体等が連携して調査、相談対応等による安全なまちづくりの推

※7 大規模地震等の発生により既存住宅・建築物が著しい被害を受け、緊急輸送道路を閉塞するなど社会的に重大な被害が生じる恐れがあるため、住宅・建築物の耐震改修を促進する必要がある地域において、土砂災害に対する安全性を向上することを目的として、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設を整備するもの。

進に向けた取り組みを実施するため、国の「地域安全確保モデル事業」として、重要地域マップに基づく重要地域内の沿道ブロック塀等の耐震診断調査、耐震診断調査結果のまとめ、危険ブロック塀等所有者への通知を行いました。

大井町ブロック塀等撤去費補助	
実績	令和2年度: 2件 令和3年度: 4件 令和4年度: 1件
補助金額	ブロック塀等の撤去に要する経費の2分の1 (限度額 20万円)
補助対象	道路面から0.6メートルを超える高さを有するブロック塀等で、小学校の登下校等のため児童が利用する通り抜けができる道路並びに緊急輸送道路に面するものの撤去工事(塀の高さを0.6メートル以下にする工事を含む) ※適用除外 販売を目的とした工事、建替えに伴う工事、交付決定以前に着手している工事等

地域安全確保モデル事業の主な取組内容
<p>●重要地域マップに基づく重要地域内の沿道ブロック塀等の耐震診断調査 「重要地域マップ」より得た情報を基に、緊急輸送道路及び通学路に面する沿道ブロック塀等の耐震診断調査を実施する。</p> <p>●耐震診断調査結果のまとめ 耐震診断調査結果を重要地域マップと重ね合わせることで、より具体的に、危険なブロック塀が設置されている地域を把握し、今後の防災事業等にも活用できる。</p> <p>●危険ブロック塀等所有者への通知 診断調査結果で危険と判断されたブロック塀等の所有者に対し、倒壊した際の第三者への影響、補償を周知すると共に早期に危険性のある塀等を解消していただくため、町補助金の紹介を行う。</p>

3 公共建築物の耐震化を推進するための施策

町有公共施設については、利用者の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点施設として、防災対策上機能確保の観点からも計画的に耐震化を進めていく必要があります。

(1) 町有公共施設の耐震化の推進

ア 町有公共施設の現状

町有公共施設のうち、特定建築物等は17棟あります。これらの耐震化率は令和5年度末では、12頁「表―多数の者が利用する建築物の耐震化状況（町有公共建築物）」のとおり、100%となっています。

イ 町有公共施設の耐震化推進施策

不特定多数の町民が利用する町有公共施設、災害活動の拠点となる建築物の庁舎、避難収容拠点となる学校等の「防災上重要建築物」は、耐震化が完了していることから、その他の自治会館等の町有公共施設についても、公共施設の縮減方針や耐震化の優先順位を踏まえて、改修工事等に併せて耐震改修を行うなど、効率的に耐震化を図ることとします。

第5章 耐震改修等を促進するための指導や命令等についての所管行政庁との連携

神奈川県耐震促進改修計画において、所管行政庁^{※8}は、特定建築物について耐震診断、耐震改修の必要性が認められる場合は、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示等を行うこととしていることから、本町では、所管行政庁と連携します。

【県計画における所管行政庁による実施事項】

1 耐震改修促進法による指導・助言の実施

所管行政庁は、建築基準法の定期報告等で該当する特定建築物の所有者に対して耐震診断及び耐震改修の実施に関する説明や文書の送付を行います。

また、建築確認申請窓口での個別相談等の機会を捉え、耐震診断及び耐震改修の実施の必要性に関して説明します。

2 耐震改修促進法による指示の実施

(1) 指示を行う建築物の優先順位

耐震診断又は耐震改修への指示を行うべき建築物の優先順位については、原則として次のとおりとします。

- ①医療救護活動、避難収容の拠点となる施設
(避難施設、医療施設、拠点施設等)
- ②不特定多数の者が利用する建築物
(百貨店、ホテル等)
- ③その他の特定建築物

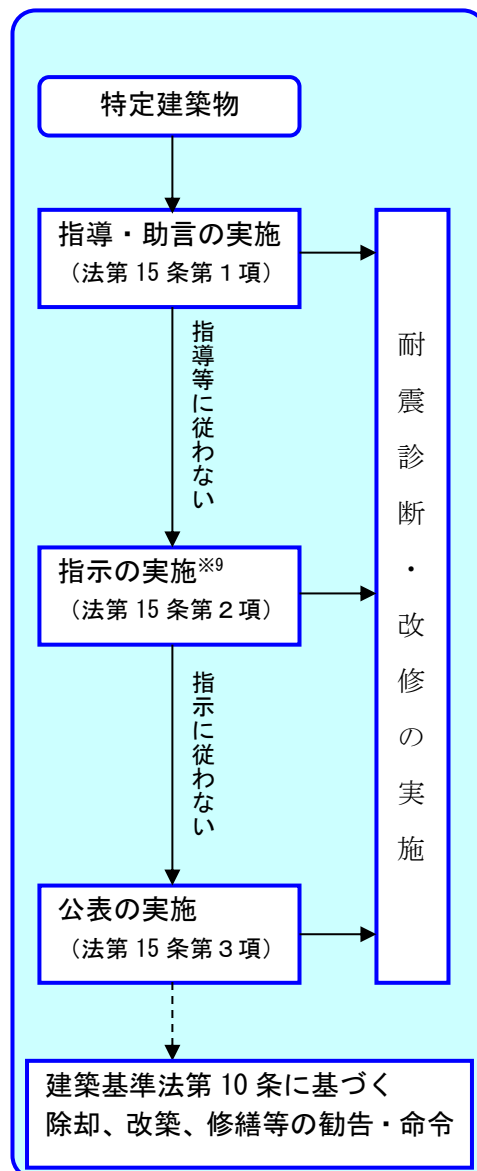
(2) 指示の方法

耐震診断及び耐震改修に関する具体的な実施事項を記載した指示書を交付します。

(3) 指示に従わないときの公表の方法

指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由が無くその指示に従わない場合は、社会的責任を果たさないものとしてその旨を法に基づき公表します。

公表は、広く周知するため公報やホームページへの掲載等により行います。



※8 大井町では、建築基準法第4条に規定する建築主事を置いていないため、神奈川県がこれに当たる

※9 特定建築物のうち指示対象となる規模要件に該当するものに限る。

第6章 その他の耐震改修等を促進するための事項

1 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項

(1) 耐震改修促進法第6条第3号の適用を受ける道路

耐震改修促進法（第14条第3項第1号）においては、県は建築物の倒壊によって緊急車両の通行や町民の避難の妨げになる恐れのある道路について記載し、促進計画に位置づけることができるとされています。

また、当該道路沿いの一定の高さ以上の建築物のうち、現行の耐震基準を下回っている建築物は特定建築物となり、その所有者は、耐震改修を行うよう努めなければならないこととなります。

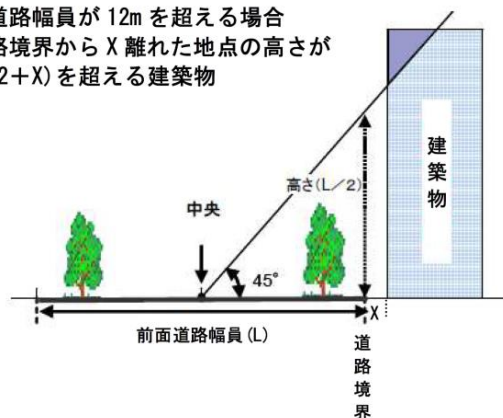
本計画では、災害時における多数の町民の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、「県計画」指定の緊急輸送道路を基本として位置づけ、町内においては下表に示す路線が対象となります。町は県とともにこれらの当該道路沿道の建築物の耐震化に取り組んでいきます。

表－第1次路線、第2次路線

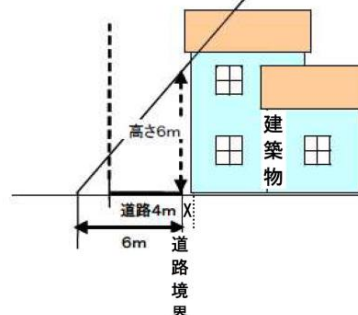
区分	NO	路線名	区間
第1次路線	1	東名高速道路	全線
	2	国道255号	全線
	3	県道72号	松田国府津 国道255号交点（大井町金子）～国道1号交点
	4	県道77号	平塚松田 全線
	5	県道78号	御殿場大井 国道255号交点～県道726号交点
第2次路線	6	県道72号	松田国府津 国道255号交点（大井町金子）～国道255号交点（松田町松田惣領）
	7	県道711号	小田原松田 県道78号交点～県道72号交点（松田町松田惣領） 県道78号交点～県道717号交点
	8	県道714号	栢山停車場曾我 県道711号交点（バイパス）～国道255号交点
	9	大井町道101号線	大井町役場～大井町道7号線交点
	10	大井町道7号線	大井町道101号線交点～国道255号交点

<参考> 緊急輸送道路沿道に接する一定の高さ以上の建築物

①前面道路幅員が12mを超える場合
道路境界からX離れた地点の高さが
(L/2+X)を超える建築物



②前面道路幅員が12m以下の場合
道路境界からX離れた地点の高さが
(6m+X)を超える建築物



2 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

震災時において、迅速かつ確かな災害応急対策及び災害復旧が可能となるよう、避難所として指定されている施設については、避難、救護、復旧活動等の拠点となる重要な施設であることから、優先的に耐震化に着手すべき建築物と設定し耐震化を図ります。

また、町有公共建築物以外の特定建築物や不特定多数の人が利用する建築物については、耐震化の進捗状況の把握に努めるとともに、助言や指導等により耐震化の促進を図ります。

3 重点的に耐震化すべき区域の設定

「県計画」指定の緊急輸送道路、広域避難場所又は避難収容施設に隣接している建築物は、地震により倒壊等した場合、所有者の被災のみならず道路等を閉塞することにより、避難、救護、復旧活動を阻害し、二次災害の危険を生じさせる恐れがあります。そのため、これらの道路等に面する区域を重点的に耐震化すべき区域とします。

また、地震に対する防災力を高めるためには、個別の建築物の耐震化はもとより、地域ぐるみで耐震性を高めていこうという意識を共有することが重要です。

木造住宅の倒壊により被害が拡大する恐れの高い住宅が密集している地域、旧耐震設計基準の建築物や建築基準法の施行以前の建築物が多く耐震化率の低い地域については、自治会・町民等との連携を図りながら、耐震化の必要性に関する普及・啓発に努めます。

参 考 資 料

関係法令	-----	30
(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）	-----	30
(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）	-----	39
(3) 建築基準法（抜粋）	-----	45
(4) 建築基準法施行令（抜粋）	-----	45

関係法令

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

(平成七年十月二十七日法律第百二十三号)
最終改正：平成三〇年六月二七日法律第六七号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。
2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。
3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。
4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の

耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者がいるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行

政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
 - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する

特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 建築物の位置
 - 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
 - 三 建築物の耐震改修の事業の内容
 - 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
 - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。
 - 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
 - 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例

の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第

十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
 - 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
 - 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。
- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

- 第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

る。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
- 4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(以下略)

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

（平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号）
最終改正：平成三〇年十一月三〇日政令第三二三号

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条、第四条第一項から第三項まで及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第

- 四号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として認められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

(耐震不明建築物の要件)

- 第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。
- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、

- 増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）
- イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル
- ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離
- 二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂

- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 六 ホテル又は旅館
 - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
 - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
 - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
 - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法(昭和三十四年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物(石油類を除く。)
- 二 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス(次号及び第六号に掲げるものを除く。)
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス

- 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
- イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
- 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
- 五 マッチ 三百マッチトン
- 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- 八 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

- 第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。
- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 病院又は診療所
 - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

- 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定まる床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

- 第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震

不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(3) 建築基準法（抜粋）

（昭和二十五年法律第二百一号）

最終改正：令和四年六月一七日法律第六九号

（保安上危険な建築物等に対する措置）

- 第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

(4) 建築基準法施行令（抜粋）

（昭和 25 年政令第 338 号）

最終改正：令和五年二月二八日政令第三四号

（勧告の対象となる建築物）

第十四条の二 法第十条第一項 の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号 に掲げる建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 階数が五以上である建築物
- 二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物

